

神奈川県社保協ニュース

神奈川県社会保障推進協議会 【NO. 20-2】 2020年7月30日発行

横浜市中区桜木町3-9 平和と労働会館6F TEL045-201-3900・FAX045-212-5654

神奈川県に「新型コロナウイルス感染拡大に対する緊急対策」要請！！

7月28日、「いのちとくらし
と雇用・営業を守る神奈川県・

いのちとくらしと雇用・営業を守る神奈川県・市民実行委員会

市民実行委員会」は、神奈川県に対し、「新型コロナウイルス感染症拡大に対する対策に関する緊急要請書」を提出しました。要請の内容は、7月23日に開催した県民要求を実現する連絡会の「夏季討論集会」で確認されました。県民連絡会の翌年度の県政政策と予算に対する要望は、8月20日に提出する予定ですが、新型コロナウイルス感染症拡大に対する対策は可及的速やかに実施する必要があることから緊急要請としました。

緊急要請のうち、「医療・保健衛生、介護及び福祉サービスなど社会保障提供体制維持にむけた対策の実施」を、次頁の内容で提出しました。



市町村に、地方創生臨時交付金を活用した支援策の拡充を求めよう！！

国の第二次補正予算で決まった2兆円の地方創生臨時交付金について、6月24日に厚労省より事務連絡が発出され、神奈川県と県下の市町村に、以下の限度額が提示されました。都道府県と市町村には、計画の申請が求められており、**【先行受付分】7月31日締切⇒9月頃交付予定、【最終受付分】9月30日締切⇒11月頃交付予定**となっています。神奈川県・市町村では、今後9月議会・12月議会に向けて支援策の具体化がはかれることとなります。神奈川県への緊急要請を参考にして、地方創生臨時交付金を活用した支援策の拡充を市町村に求めていきましょう。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 交付限度額（2020年6月24日）

(単位：千円)							
都道府県	①	②	合 計	①家賃支援を含む事業継続や雇用維持等への対応分 ②「新しい生活様式」を踏まえた地域経済の活性化等への対応分			
神奈川県	29,207,191	11,523,177	40,730,368	(単位：千円)			
市 町 村	①	②	合 計	市 町 村	①	②	合 計
横 浜 市	13,655,400	5,317,239	18,972,639	南足柄市	144,059	167,533	311,592
川 崎 市	4,926,188	1,866,255	6,792,443	綾 瀬 市	281,291	273,346	554,637
相模原市	2,860,670	1,767,512	4,628,182	葉 山 町	101,927	140,803	242,730
横須賀市	1,723,240	1,178,909	2,902,149	寒 川 町	142,940	120,455	263,395
平 塚 市	847,490	595,650	1,443,140	大 磯 町	110,507	139,664	250,171
鎌 倉 市	542,826	352,882	895,708	二 宮 町	103,851	149,942	253,793
藤 沢 市	1,415,823	727,986	2,143,809	中 井 町	34,642	54,541	89,183
小田原市	667,349	476,761	1,144,110	大 井 町	66,800	100,619	167,419
茅ヶ崎市	838,262	594,214	1,432,476	松 田 町	54,970	104,678	159,648
逗 子 市	194,222	224,515	418,737	山 北 町	51,974	161,188	213,162
三 浦 市	210,861	265,012	475,873	開 成 町	59,398	87,564	146,962
秦 野 市	525,959	477,335	1,003,294	箱 根 町	42,247	37,002	79,249
厚 木 市	613,721	267,858	881,579	真 鶴 町	38,493	129,831	168,324
大 和 市	723,837	528,244	1,252,081	湯河原町	118,297	157,086	275,383
伊勢原市	326,876	265,037	591,913	愛 川 町	132,715	112,405	245,120
海老名市	381,577	282,746	664,323	清 川 村	11,321	45,502	56,823
座 間 市	386,428	361,101	747,529	合 計	30,840,729	15,549,256	46,389,985

＜次の内容を全国知事会や全国渉外知事会等も活用しながら政府に求めること＞

- ① 実効ある医療機関と介護・福祉施設（学童保育施設を含む。以下、同じ）における減収補填措置を、第2次補正予算準備費10兆円の活用と第3次補正予算案により行うこと。
- ② 前項の実施にあたっては、特に新型コロナウイルス感染症のクラスターが発生した医療機関、介護・福祉施設に対する補償を充実させること。
- ③ 新型コロナウイルス感染症が収束するまでの間、全国一律の全額国庫負担による医療保険の医療機関窓口負担免除制度を創設すること。
- ④ 地域医療計画に基づく公立公的病院の再編統合を停止すること。
- ⑤ 第二次補正予算で「慰労金」対象から除外された医療機関、介護・福祉施設に働く労働者である保育施設、薬局で働く労働者等も対象とすること。
- ⑥ 米軍関連の人員（軍人、軍属、それらの家族など）からの感染症拡大予防に向け、日米地位協定に基づき、検疫並び人の保健衛生について国内法を適用すること。政府の把握している感染者情報については、随時、速やかに公表すること。

＜神奈川県として速やかに次の施策を実施すること＞

- ① 市町村と連携して、医療機関と介護・福祉施設の減収に対する補填対策をすすめること。第2次補正予算で県及び市町村に配分される地方創生臨時交付金の補填対策として優先して実施すること。その際、新型コロナウイルス感染症のクラスターが発生した医療機関、介護・福祉施設への補填を特に重視すること。
- ② 県として公務・民間の医療施設や介護・福祉施設に対し、新型コロナウイルス感染の影響によって生じた影響実態調査（賃金や労働条件の削減・退職者・差別の有無等）を速やかに実施するとともに、調査結果に基づく対策を講じること。
- ③ 「かながわコロナ医療・福祉等応援基金」の対象に、地域における福祉サービスの担い手である学童保育を加えること。
- ④ 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、諸外国の先進的な例も参考にしながらPCR検査体制の拡充を図り、検査対象の抜本的拡大と迅速検査実施を進めること。特にクラスター発生により広範囲に感染者拡大と重篤者発生が考えられる医療機関、介護・福祉施設、学校等の教育機関に勤務ないし生活する者については、その全員に対し速やかにPCR検査を実施すること。
- ⑤ PCR検査体制の拡充のため衛生研究所の体制及び機能強化を図るとともに、保健福祉事務所におけるPCR検体検査を可能とする体制を構築すること。
- ⑥ 新型コロナウイルス感染拡大防止対策の最前線となる保健所機能強化にむけ、2010年に発表された政府の「新型インフルエンザ対策総括会議報告書」の提言「保健所や地方衛生研究所を含めた感染症対策に関わる危機管理を専門に担う組織や人員体制の大幅な強化、人材の育成を進める」を受け止め、センター化ないし統廃合された大和保健福祉事務所、秦野保健福祉事務所、足柄上保健福祉事務所、三浦保健福祉事務所を復活させ、必要な医師・保健師等の増員と、そのための採用募集を速やかに実施すること。
- ⑦ 医療機器・備品等不足回避のため県としての確保と供給体制強化をはかること。
- ⑧ 医療機関と介護・福祉施設、学校等の教育機関に感染防止に必要な用品（職員・利用者（患者・家族・こども等）用マスク、手・指・生活環境に有効な消毒剤等）について、必要とする全数（量）分を支給すること。
- ⑨ 市町村等と連携して、受診抑制とその影響による感染拡大と重篤化を防止するため新型コロナウイルス感染症が収束するまで、全県一律の医療保険の医療機関窓口負担免除制度を創設すること。あわせて、県民に対し、疾患や生活機能低下等の重症化・重度化予防のため医療機関や福祉施設への受診や利用を控えよう広報等を行うこと。
- ⑩ 国民健康保険の傷病手当について、国の行う財政支援に県として上積みし、事業主やフリーランスも対象にする措置をとること。また、保険料（税）の事業者・フリーランスに対する減免制度や納税猶予などの納税緩和措置を広く周知し利用促進を図ること。
- ⑪ 既に実施されている国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の保険料の減免・支払い猶予の対策の実績（市町村ごとの申請・実施人数・金額等）を明らかにすること。あわせて、国民健康保険、後期高齢者医療の傷病手当金について、県内の実績（市町村ごとの申請・実施人数・金額等）についても明らかにすること。
- ⑫ 県内に所在している県内米軍基地の米軍関係の新型コロナウイルス感染情報について、県として直接米軍司令部と協議し、感染情報を県内保健所公表と同時期に実施すること。県独自に基地周辺における感染実態調査を実施すること。

新型コロナウイルスの感染が広がるもとで、PCR検査体制の拡充、医療機関と介護・福祉施設に対する経済的支援を中心に求めています。緊急要請は、以上の項目とともに、「雇用・労働者のくらしと営業を守るための対策」、「子どもと高齢者の基本的な人権を守るための施策」を提出しています。9月県議会に提出する補正予算策定に盛り込むよう求め、8月中の回答を要請しました。

感染対策に後ろ向き、無謀な安倍政権

新型感染ウイルスの感染が急増しているにもかかわらず、安倍政権はなんら有効な手を打ちません。逆に、GOTOトラベルキャンペーンを強行し、「感染を全国に広げる」とあまりにも無謀という批判が巻き起こっています。また介護施設等に、望んでもいない布マスク（アベノマスク）8000万枚を追加配布します。野党は、「ただちに臨時国会の開催を」と要求しています。安倍政権はもうゴメンです。

特養「あずみの里」業務上過失致死裁判「逆転無罪判決」！！

7月28日、7年前、長野県の特別養護老人ホームでドーナツを食べた入所者が死亡し、准看護師が業務上過失致死の罪に問われた裁判で、二審の東京高裁は、罰金刑とした一審の有罪判決を取り消し、無罪を言い渡しました。

昨年3月の一審長野地裁松本支部判決は、女性は「食事を丸のみしてしまう傾向があった」とし、窒息防止などのため、事故6日前におやつがゼリーに変更されたのに、准看護師が確認を怠ったとしていました。介護中の事故をめぐる捜査当局が異例の捜査で個人の刑事責任を問い、一審が追認した事件です。

判決では、女性が「入所後からドーナツのほかまんじゅうやどら焼きなどを食べていたが窒息を招くような事態はなかった」、ゼリーへの変更は主に「感染症対策のため嘔吐（おうと）防止を目的としていた」としました。「窒息の危険と死亡の予見可能性は相当に低かった」と指摘し、「刑法上の注意義務違反ない」と結論付けました。さらに一審判決について、「ドーナツによる窒息と死亡の具体的な予見可能性を検討すべきなのに、それをしないまま（准看護師の）過失を認めた」と批判しました。

この裁判は、医療や福祉に携わる全国の関係者から介護の現場が萎縮しかねないと注目されていました。民医連、医労連などが中心に、全国で73万筆の署名を裁判所に提出しました（高裁には28万筆提出）。判決後の会見で、准看護師の女性は涙を浮かべながら、「真実が証明されました。6年半という長い時間、本当に支えていただきました。検察には真実を受け入れてほしい」と述べました。木嶋日出夫弁護団長は「一審の誤った判断をばつさりと否定したうえで、事実関係を正しく認定し、100%評価できる内容だった。長年にわたって苦しんできた准看護師のためにも、検察は無罪判決を真摯に受け止め、上告しないよう強く求める」と話しました。弁護団は声明で、介護関係者らから「介護が萎縮し後退する」と不安や懸念が出ていると指摘し、検察に上告断念を強く求めています。

7.28 東京高裁判決



不安と隣り合わせ「デイサービスは不要不急じゃない」

介護のつどい実行委員会に参加する介護事業所「コミュニティ」に、東京新聞が取材に入り、7月7日に記事が掲載されましたので、転載します。記事に登場する水口さんは、医労連こみゆにてい労組の委員長です。

新型コロナウイルスの緊急事態宣言が解除された後も、介護の現場は感染への不安と隣り合わせの状況が続いている。新型コロナの影響で利用者が減るなどして収入が減った事業所もあり、「不要不急ではない介護の現場に支援を」との声が上がっている。（石原真樹）

「おにぎりはここに置いて。ゆで卵もね」。6月中旬のある日の夕方、横浜市南区の吉永一さん（80）は、自宅を訪れたホームヘルパーの水口美穂子さん（27）に話し掛けた。水口さんは30分の滞在時間で、夕食と朝食用のおにぎりをベッドの近くに準備し、ポータブルトイレを掃除し、買い物も済ます。糖尿病などを患い半年前に転倒して歩けなくなり、ベッド周辺でほぼ一日を過ごす吉永さんにとって、ホームヘルパーは頼みの綱だ。

水口さんが働く介護事業者「コミュニティ」は、感染が拡大した4～5月も訪問介護やデイサービスを続けた。感染への不安はあったが「利用者さんを孤立させるわけにいかない」という思いが勝ったと工藤秀雄社長（69）は振り返る。

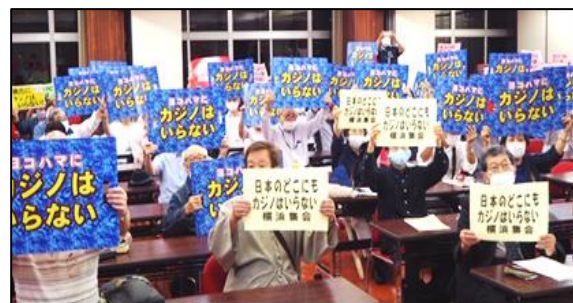
利用者、職員とも検温や手指消毒を徹底し、職員には日常生活で外出しないよう言い続けた。「小姑（こじゅうと）のようだった。みんなストレスがたまっただろう」と工藤さん。だから職員に報いたいのが、感染を心配して利用を控えた人がいて売り上げは減少。銀行からの融資で給与を減らさずに済んでいるが「この状況が続けば、難しくなる」と明かす。一時期に比べれば県内の新規感染者は減っている。しかし、コロナの第二波に加え、熱中症やインフルエンザなど不安は尽きない。「付け焼き刃的な支援でなく、介護報酬の見直しなど根本的に考えてもらわないと、介護が崩壊する」と訴える。



横浜カジノ・直接請求署名 9月4日スタート！！

カジノの是非を決める横浜市民の会は、「直接請求署名を9月4日スタート」ですすめることとしました。

この間横浜市に対し「カジノよりコロナ対策を」とした申し入れを始め、パブコメを受けての素案修正、説明会未実施区への動画配信等の対応に、市民から批判の声が挙がっています。その中で、国の骨太方針からIRカジノの記述がなくなり、「基本方針」策定時期を「白紙」としていることが伝えられています。林市長は市の実施方針発表を8月に延期しましたが、国が決まらなければ、市も前にすすめることができません。これまでの全国や横浜の活動が、国や市の動きを押し返している状況を作り出しています。7月17日、カジノ誘致反対横浜連絡会主催「世界のカジノ最新情勢学習決起集会」に170人が参加。静岡大学の鳥畑与一教授は、「コロナによって、シンガポール・ラスベガス・マカオなどの大型カジノの収益が落ち込み、経営困難になっている」、「ラスベガス・サンズの日本撤退などは投資家が集まらないのが最大の原因ではないか」など、カジノ事業者の厳しい実態が話されました。受任者5万人で50万筆署名を成功させようとの活動提起が確認されました。8月22日（土）16:00～山下公園で「カジノの是非を決める市民集会」を開催します。



＜みんなで止めようカジノ STOP ニュースより転載＞

最低賃金引き上げ目安額示さず!?

7月23日、厚生労働省の中央最低賃金審議会が20年度の最低賃金について、現行水準の維持が「適当」とする答申を出し、引き上げの目安額も示しませんでした。安倍政権は、コロナ感染拡大の影響を理由に、「今は雇用を守ることが最優先課題」として抑制の姿勢を示していました。

イギリスは、今年4月から全国一律の最低賃金を6.2%引き上げ、時給約1200円になりました。8月3日と4日に神奈川県最低賃金審議会が審議されます。引き上げを求める運動を強めましょう。

＜8月の主な行動・会議日程＞

- 6日(木) 核兵器廃絶・平和の波宣伝行動 8:00 横浜駅西口
- 7日(金) 県社保協第2回常幹・幹事会合同会議
14:00 建設プラザ4F会議室
- 20日(木) 県民連・神奈川県への要求提出行動
10:00 開港記念会館第1会議室
- 22日(土) JAL 争議支援神奈川連絡会1周年集会
13:30 横浜市民会館ホール
カジノの是非を決める市民集会 16:00 山下公園
- 24日(月) 消費税廃止各界連宣伝署名行動
14:00 伊勢佐木町有隣堂前
- 28日(金) 建設アスベスト訴訟・神奈川2陣判決 15:00 東京高裁

9.5 かながわ社保学校への参加を！！

「2020 かながわ社会保障学校」は、安倍政権の「全世代型社会保障改革」と対峙する「人権としての社会保障」を求める運動を考える場として設定しました。3月16日、津久井やまゆり園の殺傷事件の被告に死刑判決が出されました。神奈川県で起きたこの事件の背景と犯人の動機を探るために、研究を重ねてきた鈴木静さん（愛媛大学教授）に、「津久井やまゆり園殺傷事件から考える『人権としての社会保障』」と題する学習講演をしていただきます。

学習講演終了後、鈴木静さんを囲んでの「語る会」（人権としての社会保障確立への運動を語り合う）と、年金・生活保護・後期高齢者医療制度の「基礎講座」を持ちます。

新型コロナウイルスの感染が広がる中で、鈴木静さんの講演はリモートでお話していただく場合があります。会場は、180人の定員ですので、90人程度までの参加で開催する予定です。そのため、参加申し込みは事前をお願いします。

右のチラシ（参加申込書付）は、県社保協ホームページに掲載していますので、メールまたはFAXでお寄せください。

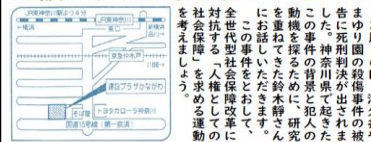
<http://kanagawa-shahokyou.jp/>

2020 かながわ社会保障学校 人権としての社会保障を

9月5日(土)
13:30～17:00
(13:00開場)

- ＜語る会・基礎講座＞
- ① 鈴木静さんと語る会
(人権としての社会保障確立への運動を語り合う)
 - ② 基礎講座Ⅰ (年金制度を学ぼう)
 - ③ 基礎講座Ⅱ (生活保護制度を学ぼう)
 - ④ 基礎講座Ⅲ (後期高齢者医療制度を学ぼう)

建設プラザかながわ2Fホール



資料代500円

新型コロナウイルスの感染状況により、会場人数の制限、リモート講演をお願いする場合があります。

＜主催＞ 神奈川県社会保障推進協議会(神奈川県社保協)
☎045-201-3900 FAX:045-212-5654

9月5日「2020 かながわ社会保障学校」参加申込書

組織名	お名前
語る会・基礎講座の希望(上記の番号を記入してください)	